

役員退職手当規程（平成 16 年 4 月 1 日規程第 5 号）

新	旧
<p>(退職手当の額)</p> <p>第 2 条 役員が退職した場合（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく解任（同条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）により退職した場合を除く。）においては、在職期間 1 月につきその者の退職時における本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合及び 100 分の 86.35 の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（第 4 条第 5 項の場合を除く。）を退職手当として支給する。ただし、第 4 条第 1 項又は第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別在職期間」という。）1 月につき退職の時における当該異なる役職ごとの本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合及び 100 分の 86.35 の割合を乗じて得た額に評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 条 第 2 条中「100 分の 86.35」とあるのは、施行の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 97.35」と、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 91.35」とする。</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第 2 条 役員が退職した場合（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく解任（同条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）により退職した場合を除く。）においては、在職期間 1 月につきその者の退職時における本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（第 4 条第 5 項の場合を除く。）を退職手当として支給する。ただし、第 4 条第 1 項又は第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別在職期間」という。）1 月につき退職の時における当該異なる役職ごとの本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>